

体であることが考えられる。ただし、男性と女性で年金の給付水準に違いがあることが、男女別では後期高齢層での改善度に格差が見られる要因であるものと思われる(図9,10)<sup>7</sup>。

#### (b)世帯構造別

世帯構造別に見た場合、年齢別では現れない側面を見て取ることが出来る。高齢者のジニ係数の改善度は高かったが、高齢者の世帯構造別に見ると、改善度に格差があることが分かる。高齢の男女ともに共通しているのは、単独世帯と夫婦のみの世帯で改善度が高く、その他の世帯ではこれらの世帯ほどは高くないことである。また、現役世代についてみると、女性の夫婦のみの世帯や片親と子どもから成る世帯で同じ世代の他の家族類型に比べて高くなっている。1987年からの時系列では男性では全体的に高くなっているが、特に高齢者ではその世帯間格差を維持する形で改善度が高くなっている。女性の場合、高齢者では男性と同様の形で改善度が上昇しているが、現役世代では35～64歳の一部の世帯で改善度が上昇している。

こうした結果の背景であるが、高齢の単独世帯や夫婦のみの世帯では当初所得ベースのジニ係数が高い一方で、税や社会保障による所得再分配により、再分配所得ベースのジニ係数が他の世帯と大きく変わらない程度に低下した結果、高い改善度となって現れているものと思われる。また、現役世代で、女性の片親と子どもから成る世帯で改善度が高めである背景であるが、母子世帯に対する各種の支援策の効果ではないかと思われる。よって、バブル期以降でも所得再分配効果は高齢者だけの世帯を中心に、母子世帯がこれに次いで大きくなっていることが分かる(図11,12)

#### 4. まとめ

上記の結果をまとめると、以下ようになる。

- ① 我が国のジニ係数を男女・年齢別で見ると、当初所得ベースでは男女とも高齢期で著しく高くなる。時系列で見ると、ジニ係数が安定している年齢階級とそうでない年齢階級が明確に分かれており、男性では、30～49歳と65歳以上で、女性では30～44歳と60歳以上でジニ係数が上昇している。可処分所得ベースではジニ係数の年齢間の格差は当初所得ほどではなくなるが、高齢者のジニ係数はやはり高い。時系列で見ても、男性の30～49歳、女性の15～24歳、30～44歳の他、55歳以上で上昇傾向にある。
- ② 世帯構造別に見ると、当初所得ベースでは、高齢者の単独世帯、夫婦のみの世帯で高く、三世帯世帯で低くなっている。現役世代では、35～64歳の女性の単独世帯と夫婦のみの世帯、15～34歳の女性の片親と子どもから成る世帯でジニ係数が高い。可処分所得ベースのジニ係数は、男女・年齢別の場合と同様に、当初所得に比べて世帯間の格差は小さくなっている。1987年以降の時系列で見た場合、女性については比較的安定的な傾向が見られる。
- ③ 所得再分配効果を、当初所得と可処分所得のジニ係数の変化率である「改善度」で見ると、男女ともに、高齢者で改善度が高くなっている。世帯構造別では、同じ高齢者でも高齢者の単独世帯と夫婦のみの世帯で改善度が高く、その他の世帯との格差が見られる。また現役世代では、女性の片親と子どもから成る世帯で改善度が高くなっている。時系列では、こうした世帯構造間の違いを維持しつつ、改善度は上昇している。

<sup>7</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」によれば、2003年度の社会保障給付費84兆2668億円のうち、高齢者関係給付は59兆3,178億円となり、社会保障給付費に対する割合は70.4%である。さらに年金保険給付費は42兆9959億円(高齢者関係給付費の約72%)となっている。

我が国は、所得格差が拡大傾向にある一方で、税や社会保障による所得再分配が機能している状態にある。今回、等価尺度による所得ではあるが、男女・年齢・世帯構造別にジニ係数の状況と、所得再分配機能の状況について分析した。そこから言えるのは、これまでも増加し、今後も増加することが見通されている高齢者の所得格差、特に高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の所得格差が大きいことと、現役世代の中で30～40歳の所得格差が拡大傾向にあることである。前者については、大竹（1994）、船岡（2001）、小島（2001）等において、高齢化と所得格差との関係について論じられている。我が国の場合、高齢者という所得格差の大きなグループの規模の拡大が所得格差拡大の一面を説明している。その一方で、彼らは年金等をはじめとする社会保障給付の多くを受け取る立場にある。そのため、彼らは所得格差の拡大に貢献する一方で、所得再分配効果の発揮させることにも貢献していることになる。

また、30～40歳代の所得格差の拡大であるが、終身雇用や年功序列賃金といった日本的な雇用・賃金体系からの変化、就業形態の多様化、1990年代以降近年まで続いた経済不況の下で、我が国の社会で、特に社会保障の出し手としての役割を果たしてきた。そのため、ジニ係数の拡大幅は小さかったものの、所得再分配効果を示す改善度は小さく、所得格差の拡大感を強く感じたグループではなかったかと思われる。近年、家族形態の多様化により、ひとり親世帯が増加しつつある。特に女性が親であるひとり親世帯の経済状態は厳しいものであるが、各種の母子世帯を対象とした施策の効果により、高齢者ほどではないが一定の所得再分配機能を楽しんでいたことが明らかになった。

このように、所得格差が拡大する中、我が国では高齢者、母子世帯の順に社会保障給付に重点が置かれているため、彼らに対する所得再分配機能はよく機能している。こうした構造が1990年代も続いていたことが分かる。また、これまでは社会保障の支え手であった現役世代の中で既に述べたような大きな変化が生じ、格差が拡大している一方で、所得再分配の恩恵は少なくなっている。社会保障の重要な機能である所得再分配機能がどのような人々が支え、恩恵を受けてきたかを常に分析し、必要な課題を検証することが、社会保障の上での所得再分配機能を有効にするものであると言えよう。

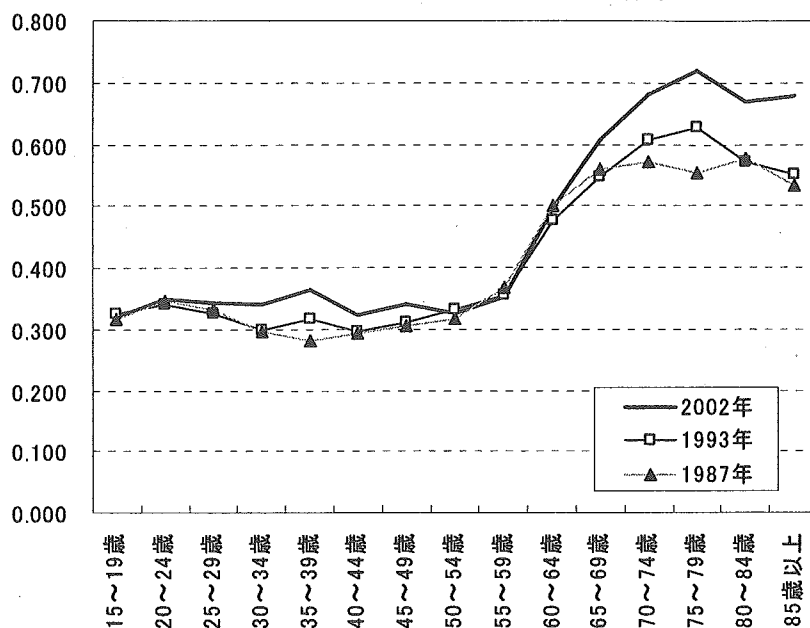
#### （資料）

- 1) 橘木俊詔（1998年）、『日本の経済格差』,岩波書店.
- 2) 高山憲之・有田富美子（1996年）、『貯蓄と資産形成』（一橋大学経済研究叢書）,岩波書店.
- 3) 厚生省（1999）、『平成11年版厚生白書』,ぎょうせい.
- 4) 大竹文雄（2005年）、『日本の不平等』,日本経済新聞社.
- 5) 経済企画庁経済研究所（1998年）、「日本の所得格差—国際比較の視点から—」（経済分析 政策研究視点シリーズ11）,経済企画庁経済研究所.
- 6) OECD（1996）”Income Distribution in OECD Countries”.
- 7) Sawyer（1976）,"Income distribution in OECD countries", OECD Economic Outlook, Occasional Studies, Paris.
- 8) OECD（2004）,"Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s".
- 9) 金子能宏・小島克久・山田篤裕（2005年）、「所得格差の国際動向：経済協力開発機構の国際比較データから」,『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』（平成16年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業））.
- 10) A.B. Atkinson（1995）,"Incomes and the welfare state", Cambridge Univ. Press.

- 11) 河野稠果 (1987 年), 「人口高齢化における子供と老人の幸福」, 『人口問題研究』, 第 184 号, pp.1-18.
- 12) 厚生省 (2000), 『平成 12 年版厚生白書』, ぎょうせい.
- 13) 小島克久 (2004 年), 「高齢者個人の経済力と医療費負担」 『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』 (平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金 (政策科学推進研究事業)).
- 14) 大竹文雄 (1994 年), 「1980 年代の所得・資産分配」, 『季刊理論経済研究』, 第 45 号, pp.385-402.
- 15) 船岡史雄 (2001 年), 「日本の所得格差についての検討」, 『経済研究』, 第 52 巻 2 号, pp. 117-131.
- 16) 小島克久 (2001 年), 「高齢者の所得格差」, 『人口学研究』, 第 29 号, pp.43-52.
- 17) 小島克久 (2005 年), 「家族形態の変化と見通し」, 『季刊社会保障研究』, 第 41 巻第 2 号, pp.74-82.
- 18) 濱本知寿香 (2005 年), 「母子世帯の生活状況とその施策」, 『季刊社会保障研究』, 第 41 巻第 2 号, pp.96-110.

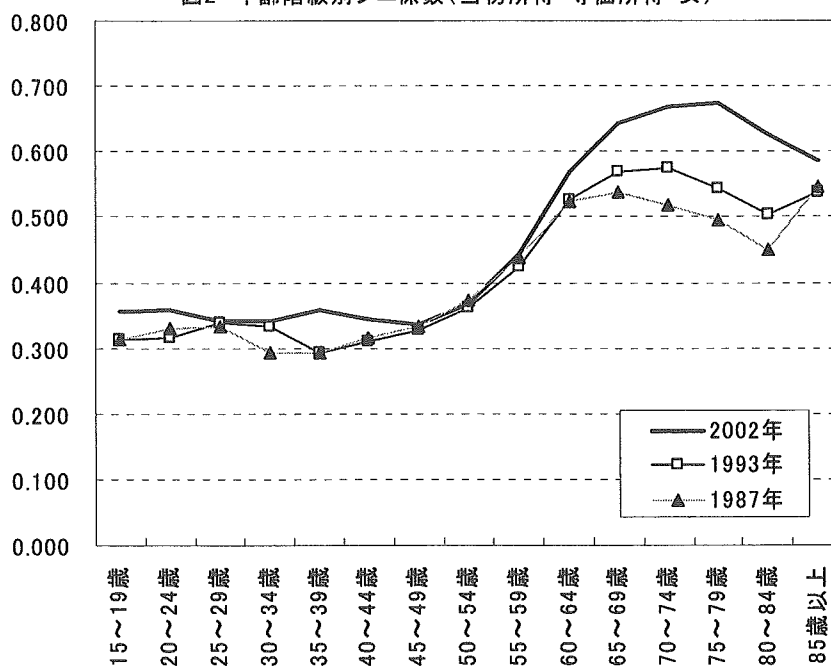
(図表編)

図1 年齢階級別ジニ係数(当初所得・等価所得・男)



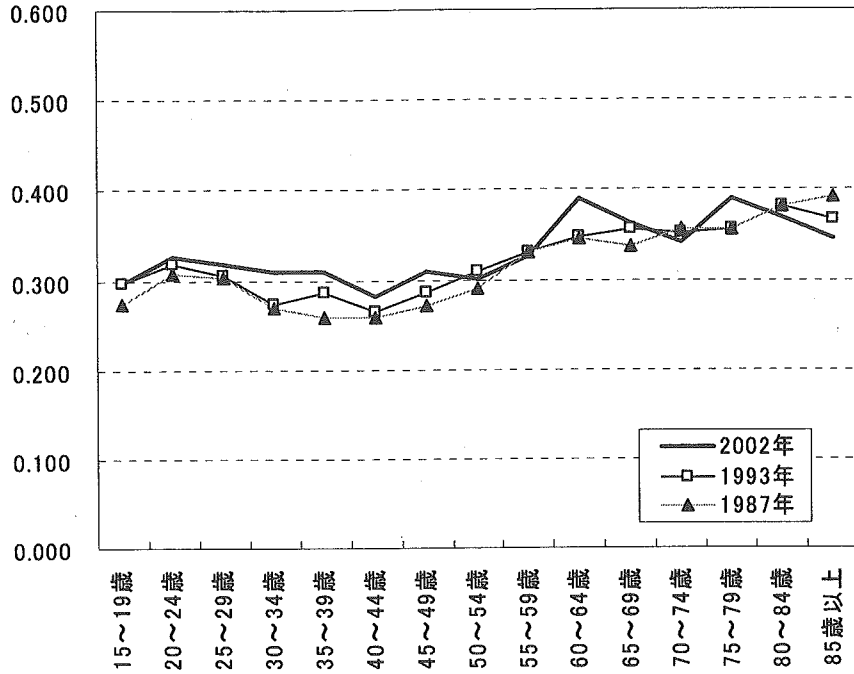
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図2 年齢階級別ジニ係数(当初所得・等価所得・女)



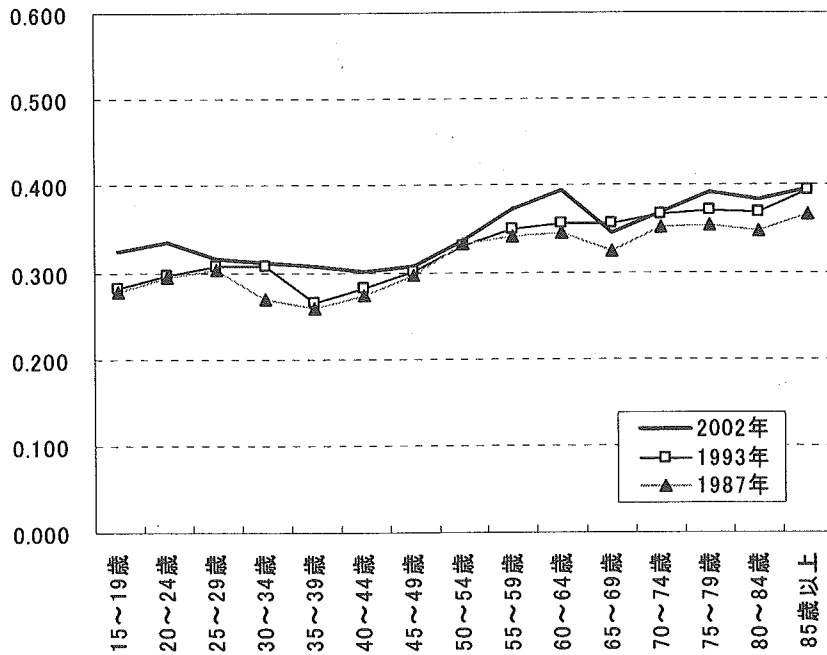
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図3 年齢階級別ジニ係数(可処分所得・等価所得・男)



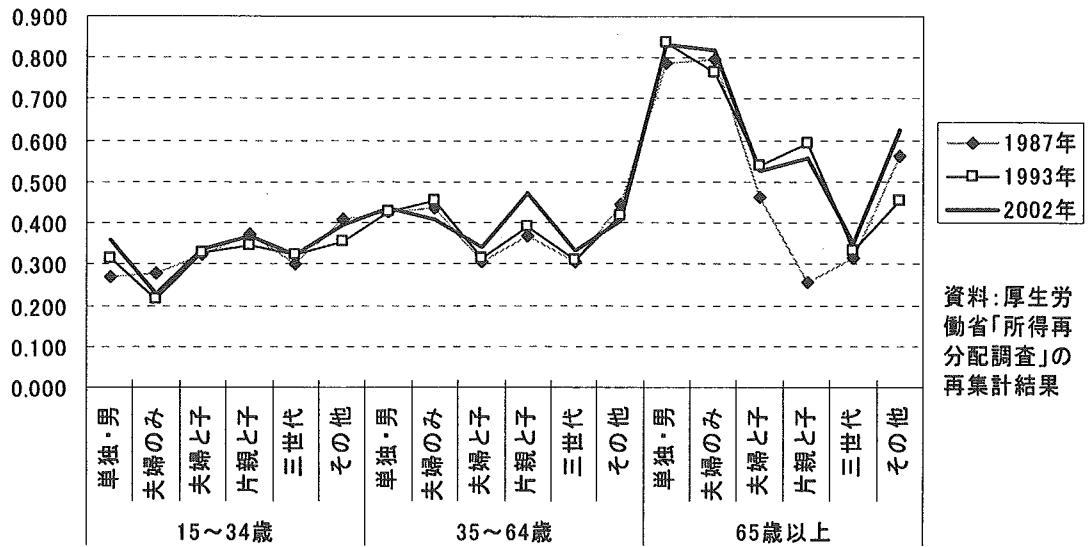
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図4 年齢階級別ジニ係数(可処分所得・等価所得・女)



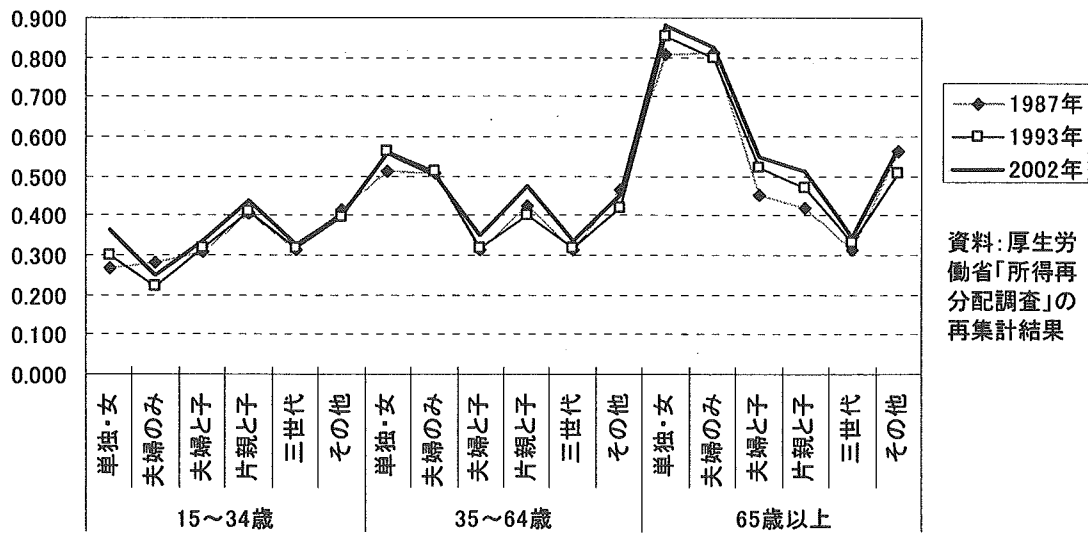
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図5 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(当初所得・男)



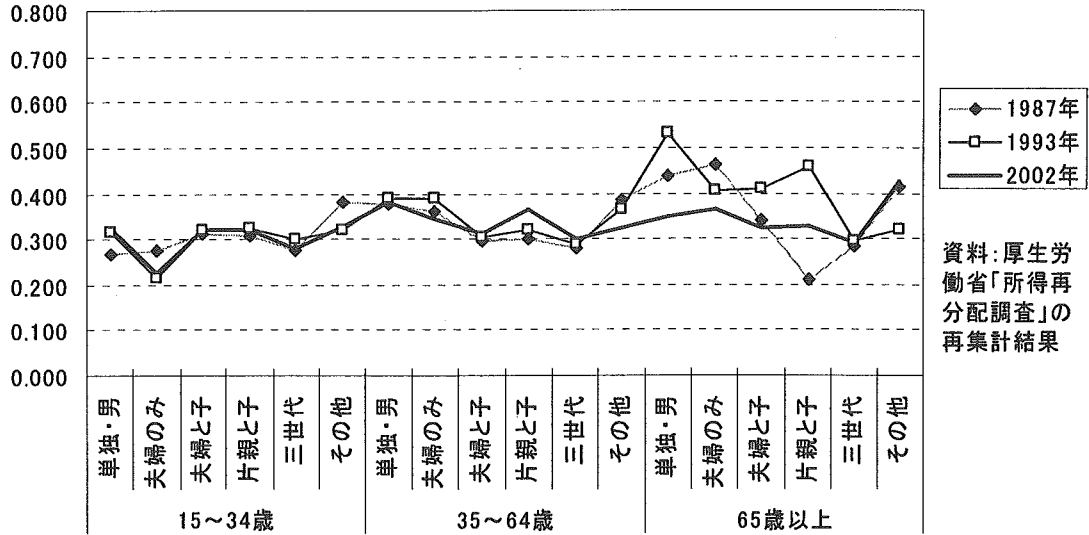
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図6 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(当初所得・女)



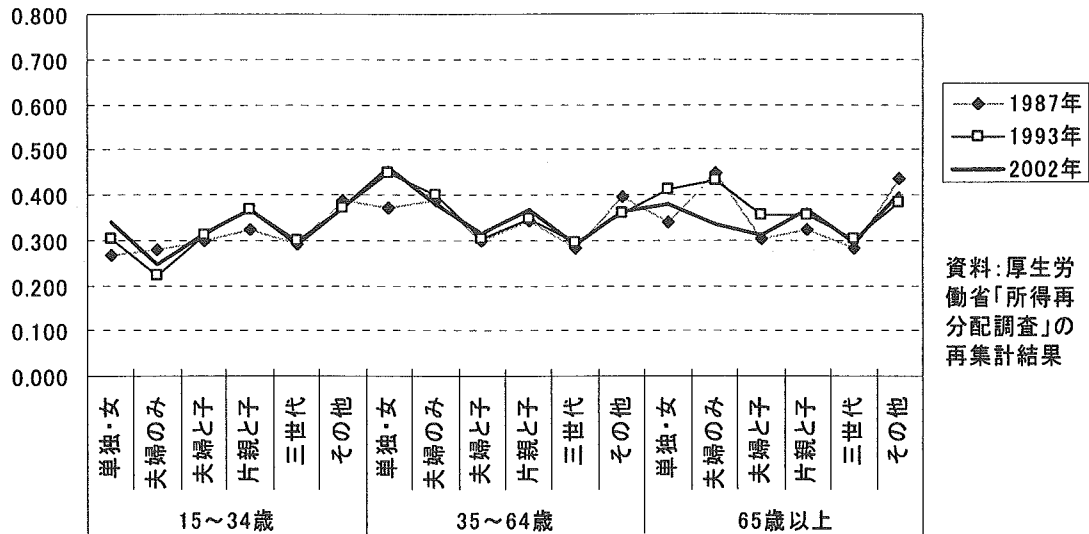
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図7 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(可処分所得・男)



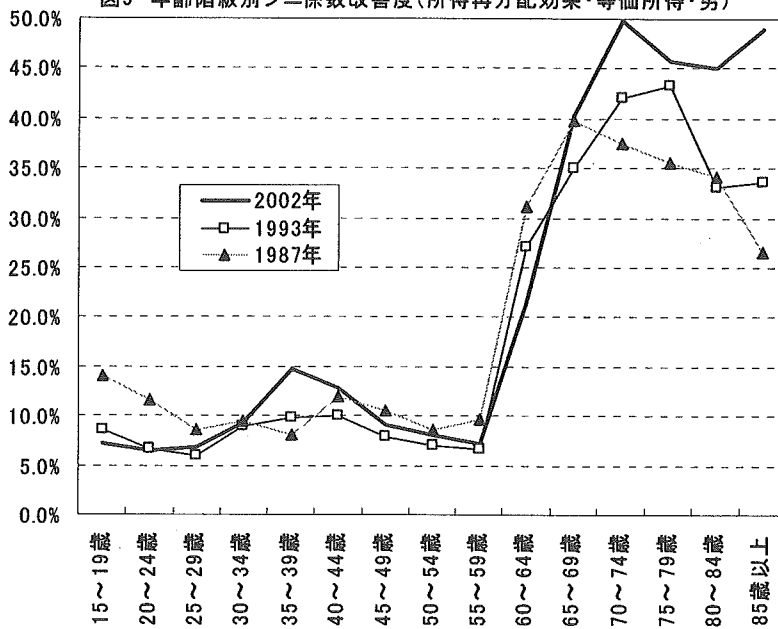
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図8 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(可処分所得・女)



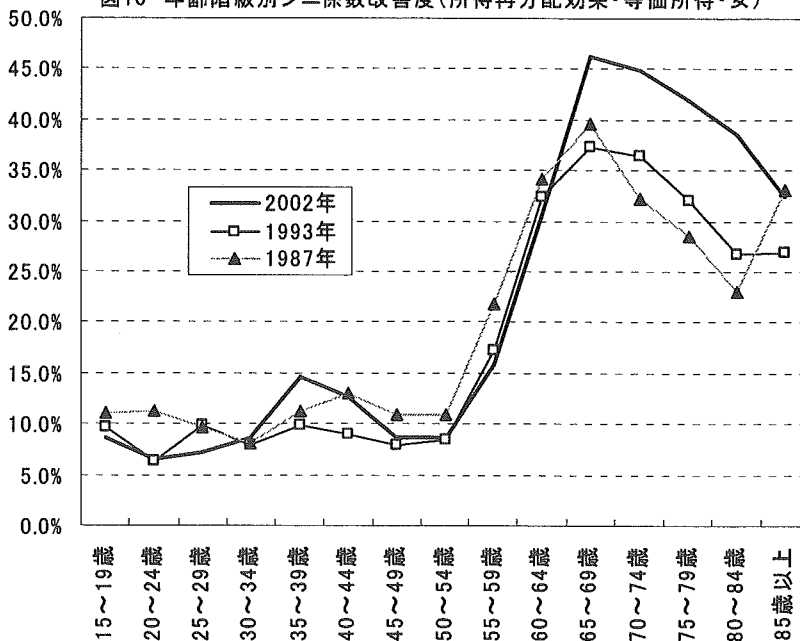
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図9 年齢階級別ジニ係数改善度(所得再分配効果・等価所得・男)



資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

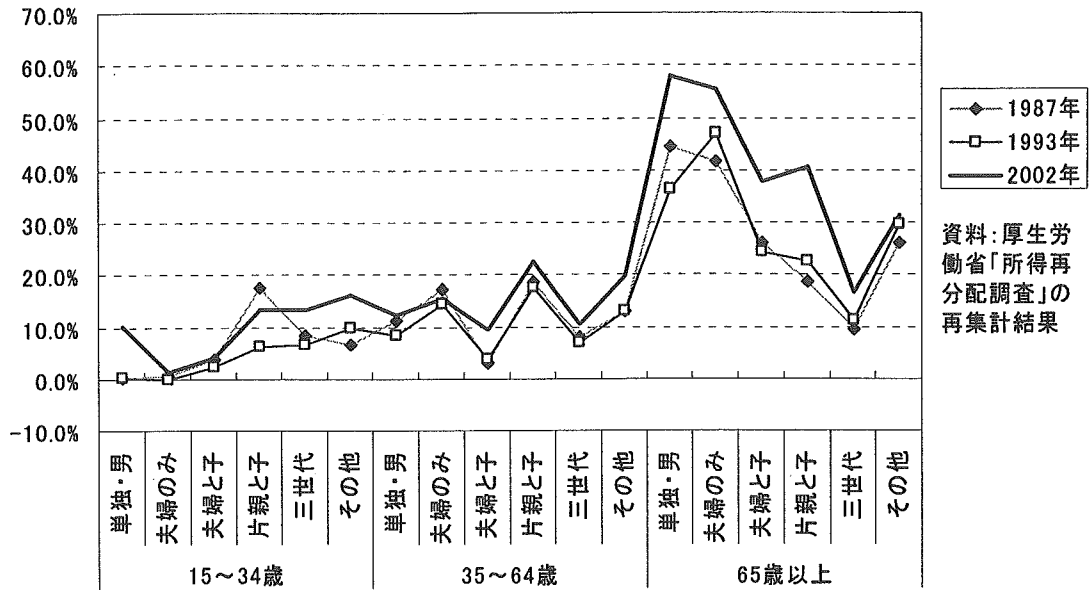
図10 年齢階級別ジニ係数改善度(所得再分配効果・等価所得・女)



資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

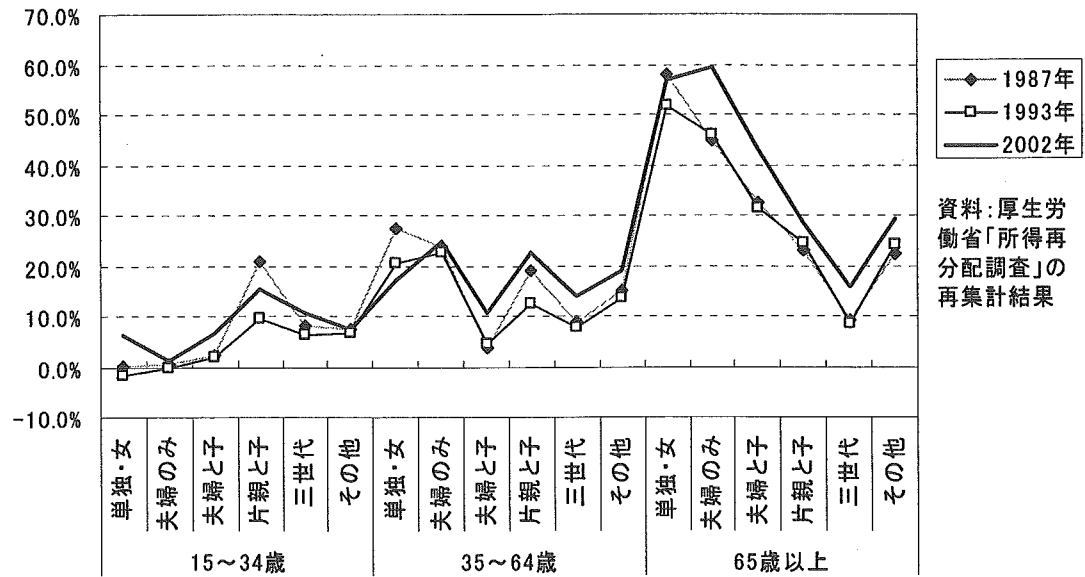


図11 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数改善度  
(所得再分配効果・等価所得・男)



資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図12 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数改善度  
(所得再分配効果・等価所得・女)



資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

## 2. 「所得再分配調査」を用いたベーシック・インカム の検討

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障基礎理論研究部室長

山本 克也

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」  
平成 17 年度報告書

「所得再分配調査」を用いたベーシック・インカムの検討

山本克也（国立社会保障・人口問題研究所）

## 1 はじめに

ベーシック・インカム（以下、BI）とは

“就労の有無、結婚の有無を問わず、すべての個人(男女や大人子どもを問わず)に対して、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得を無条件で支給しようとする最低限所得保障の構想。社会保障給付(租税ならびに社会保険による)のうちの現金給付部分(「保険」「扶助」「手当)をすべてこれに置き換え、その財源を勤労所得への比例課税ならびに各種所得控除の廃止に求めようとする租税＝社会保障政策構想(小沢修司) “

と定義される。

BI の特徴としては

- i 家族単位でなく個々人に対して所得保障が行われる
- ii 他の所得の有無は問わない
- iii 現在および過去の労働履行が要求されない

ことが挙げられる。この議論はどちらかといえば社会学者の間で盛んであり、経済学者から見れば、負の所得税、社会配当、参加所得等との区分が付きづらいといった意見や就労インセンティブとの関係からこれに否定的な意見が多い<sup>ii</sup>。しかし、BI には社会保障には当たり前の給付・反対給付の原則を破ること、もっといえば社会保障に付きもののステイグマを破る可能性があることから一考の価値があると考え。本稿においては「所得再分配調査 平成 14 年版」の個票を用いて、この BI の試算を行ってみたい。

本稿の構成は以下の通り。まずデータの紹介を行う。次に、分析方法の解説を行う。そして結果の報告と最後に若干の考察を行う。

## 2 分析データ

今回、分析に用いた資料は厚生労働省政策統括官付政策評価官室の出す「所得再分配調査 平成 14 年版」の個票である。この調査では、社会保障制度及び税による所得再分配の実態を明らかにして、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的としている。調査の対象および客体は、全国の世帯及び世帯員を対象とし、国民生活基礎調査準備調査により設定された単位区から、層化無作為抽出された 500 単位区内の全世帯を調査の客体とした。ただし、住込み、寮・寄宿舎に居住する単身世帯や社会福祉施設に入所している世帯は除いている。調査は概ね 3 年に一度の周期で実施しており、今回の調査日は平成 14 年 7 月 18 日（医療の受療の状況等については、平成 14 年 7 月 18 日～8 月 17 日）である。

調査事項は、

- (1) 所得は平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの状況を調査。
- (2) 税は直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く。）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く。）について平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの状況を調査。
- (3) 社会保険料は被用者保険、国民健康保険及び国民年金（拠出制）の各制度による保険料について平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの状況を調査。
- (4) 年金、その他の社会保障給付は各制度の給付金品について平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの状況を調査。各制度には厚生年金保険、船員保険、国民年金（福祉年金を含む。）、恩給、各種共済組合、労働者災害補償保険、生活保護及びその他法令に基づくものなどがある。
- (5) 社会保障給付のうち医療、介護の現物給付は平成 14 年 7 月 18 日から同年 8 月 17 日までの 1 か月間の受療日数及び利用日数を調査した上、これに基づき給付額を推計。
- (6) 社会保障給付のうち、保育の現物給付は前年 1 年間の保育所の利用月数及び保育料を調査した上、これに基づき給付額を推計となっている。

なお、対象客体数（A）10,125 世帯、有効客体数（B）7,623 世帯で有効回収率（B/A）75.3%であった。

### 3 分析方法

基本的に小沢(2002)の方法を踏襲した。BI を支給するために、社会保険や税で給付される部分の現金給付は行わない（公的年金や公的扶助等がこれにあたる）。また、所得控除等もやめてしまう（なくなる控除は給与所得控除、基礎控除。しかし、所得再分配調査には控除項目がない）。比較のために当初所得との関連で説明しておこう。当初所得とは、簡単にいえば社会保障給付・拠出と税金を関係なくした所得のことである。これと社会保障給付を入れた所得との比較を表 1 では行っている。しかし今回のように BI を導入する場合には、いくつかの工夫がある。まず当初所得というものを求める。これは「所得再分配調査」に定義がある。その定義は、

- 当初所得＝雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+財産所得+家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）

である。文字通り、当初にあった所得項目だけを拾ったものである。ここに BI は入れるのだが、BI を入れる際には社会保険や税で給付される現金給付は行わない。また、所得控除等もやめてしまう。しかし、社会保険の現物給付分は入ってくる。すなわち、BI 後の課税所得は

- BI 後の課税所得＝当初所得－社会保障拠出の現物分

と表せる。一方、新しい所得税率は定率の 5.0%<sup>iii</sup>であるから、BI 後の所得は

- BI 後の所得＝BI 後の課税所得×(1・0.5)+社会保障給付の現物分+BI

となる。BI を導入する場合、本来ならば所得控除分を差し引く必要があるのだが、所得再分配調査にはこの項目が無いので割愛した。その意味で、ここにあげる BI の所得は過大にでていることに注意を要する。ここで、BI は一ヶ月 8 万円（年額 96 万円）とするのも小沢（2002）のとおりである。

それでは表 1 のいくつかの項目との比較を行いたいが、その前に若干の注記が必要である。本稿ではジニ係数を以下の 2 通りの方法で求めている。それは個別に求める方法と十分割（厚労省に準拠）の方法の二つである。個別に求める方法とは、

手順1 所得を小さい順に並べて、世帯表・個人表それぞれを、 $a_1, a_2, \dots, a_{7623}$  個人の場合は、 $a_1, a_2, \dots, a_{21494}$  とする。ただし、個人票表れる負の数は0、9999 の不適切値は削除とした。

手順2  $b_1 = a_1$   
 $b_2 = a_1 + a_2$   
 $b_3 = a_1 + a_2 + a_3$   
...

$$b_n = \sum_{i=1}^n a_i$$

とする。

手順3

$$c_1 = \frac{b_1}{b_{7623}}$$

$$c_2 = \frac{b_2}{b_{7623}}$$

.....

$$c_n = \frac{b_n}{b_{7623}}$$

として、0～1までの数値に直す。(個人の場合は、 $b_{21494}$  まで)

手順4 ローレンツ曲線の下側の面積を求める

$$T = (c_1 + c_2 + c_3 \dots + c_{7623}) / 7623$$

$$= \sum_{i=1}^{7623} \frac{c_i}{7623}$$

(個人の場合は、7,623 を 21,494 に変える)

手順5 ジニ係数を算出する

$$\text{ジニ係数} = 1 - T \times 2$$

一方の十分割とは、

手順1 世帯票の場合は  $a_1, a_2$  を小さい順に 10 個のグループ(十分位)に分ける。7,623 個あるので、762～764 個ずつのグループ。個人票の場合は 21,494 個あるので、2149～2150 個ずつのグループに分ける。

手順2 各グループ内で所得の合計を出し、全体の所得の合計に対する割合を出す。小さいほうの十分位から  $d_1, d_2, \dots, d_{10}$  とする。(所得再配分調査報告書 5 ページを参照) ただし、0～1 で。たとえば、50%なら  $d=0.5$  で。

手順3 累積割合をだす。

$$e_1 = d_1$$

$$e_2 = d_1 + d_2$$

$$e_n = d_1 + d_2 + \dots + d_n$$

手順4 台形と見立てて、(上底+下底)×高さ÷2でローレンツ曲線の下側面積を求める。ただし、一番最初は三角形なので、上底を0と置いて。

$$T = d_1 \times 0.1 \div 2$$

$$+ (d_1 + d_2) \times 0.1 \div 2$$

$$+ (d_2 + d_3) \times 0.1 \div 2$$

$$\dots$$

$$+ (d_9 + d_{10}) \times 0.1 \div 2$$

手順5 最後にジニ係数を求める。 ジニ係数 = 1-T×2

以上のような方法はジニ係数計測のあくまで近似値である。厚労省の所得再分配調査報告を読む限り、ジニ係数の算出方法は詳しく載っていない。ただし、この計算の過程で算出される10分位ごとの構成比・累積構成比はジニ係数の直前に載っており、それをもとにジニ係数を計算すると算出されるジニ係数がほぼ完全に報告書のジニ係数と一致する。

表1 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）iv

	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+現物給付+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 $\left[ \frac{A-B}{A} \right]$	ジニ係数 (C)	改善度 $\left[ \frac{A-C}{A} \right]$	ジニ係数 (D)	改善度 $\left[ \frac{A-D}{A} \right]$
			%		%		%
平成 2年	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14年	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

注:平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については、医療、介護、保育を含む。

それではまず、世帯票に対して施した BI と表1vと比較である。当初所得viのジニ係数が0.4938に対してBI後の収入のジニ係数は0.3501であるから、BIを導入したほうが再分配効果は高まる。これは、再分配所得viiの0.3812よりも低い結果となる。もちろん、社会保障による再分配所得viiiの0.3917よりも再分配効果が高いことになる。ジニ係数の改善度もBIは29.7%であり、再分配所得の23.5%や社会保障による再分配所得の21.4%よりもBIが優る結果となっている。

下段には個別に求めた場合の数値を挙げた。数値は十分割と異なるが順位付けは変わらない結果となっている。当初所得のジニ係数が 0.5138 に対して BI を導入すれば 0.3559 となり改善度は 30.7%に上る。これは、再分配所得のジニ係数が 0.4021 で改善度が 21.7%であるから、BI を導入した方が最も良い結果となる。

次に個人別である。元々BIは個人ベースで考えられているので、個人票の方が議論しやすい。個人別だと十分割の当初所得のジニ係数は 0.7255 である。これはかなり不平等度が高い。後述されるがサンプル内に子供と老人が多数いるからであろう。要するに所得がない者、あるいは少ない者が多数有り、有業者のうちの所得・資産が高い者の効果が高く出ている。その証拠に、BI を給付するとジニ係数は急速に低下し 0.3486 となっている。改善度も 52.0%である。これに対して再分配所得や社会保障による再分配所得は 0.6397 (改善度 11.8%)と 0.6486 (改善度 10.6%)である。社会保障給付は世帯単位で行われているために、この議論は分が悪い。

BI は文字通り、所得の低い者にも高い者にも一様に年間にして 96 万円を支給するものである。言うなれば、無業の世帯構成員がいればいるほど世帯の BI 効果は高まることになる。このことがBIを否定する者たちのひとつの論拠となる。すなわち、BI は人々の就労インセンティブを抑制するというものである。

表 2 BI 導入後の世帯のジニ係数

	当初所得	BI後の収入		参考1		参考2	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 (A-B)/A	再分配所得 (C)	改善度 (A-C)/A	社会保障による再分配所得 (D)	改善度 (A-D)/A
世帯別							
厚労省に準拠(十分割)	0.4983	0.3501	29.7%	0.3812	23.5%	0.3917	21.4%
個別に求めた場合(参考)	0.5138	0.3559	30.7%	0.4021	21.7%	0.4152	19.2%
個人別							
厚労省に準拠(十分割)	0.7255	0.3486	52.0%	0.6397	11.8%	0.6486	10.6%
個別に求めた場合(参考)	0.7417	0.3413	54.0%	0.6529	12.0%	0.6630	10.6%

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

もちろん、98 万円という金額も微妙である。田舎に住んで田畑もあり、月々8万円の現金収入が入ってくると考えたなら、それは良い暮らしができるかもしれない。一方で東京等の都市部に住むとしたら、家賃だけで8万円は消えてしまうかも知れない。

表 3 に BI の水準を変えたジニ係数をあげた。どの段階に至っても当初所得ジニ係数は上回っている。しかし、1/2 の水準で表 2 の再分配所得や社会保障による再分配を下回る。分配面を考えたら、月額4万円以上を BI として支給しないと意味がないことになる。

表 3 BI の水準を変える

	BIの水準					
	1	4/5	3/4	2/3	1/2	1/3
世帯別						
厚労省に準拠(十分割)	0.3501	0.3634	0.3674	0.3748	0.3931	0.4181
個別に求めた場合	0.3559	0.3695	0.3737	0.3813	0.4003	0.4260
個人別						
厚労省に準拠(十分割)	0.3486	0.3851	0.3955	0.4141	0.4570	0.5099
個別に求めた場合	0.3413	0.3770	0.3872	0.4054	0.4474	0.4991

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

次に考えたいのはその対象である。今までは子供（18歳以下）、若人、老人（65歳以上）に対して一様に給付を行ってきた。仮に年齢で BI を支給する・しない、あるいは減額するといったことをやってみたらどうなるかを見たものが表4である。なお、この議論ができるのは個人票の存在があるからである。

表4 年齢別 BI 適用

子供	1	0	1	0	1/2	1	2/3	1	1
若人	0	0	1	1	1	1	1	1	1
老人	0	1	0	1	1	1/2	1	2/3	1
厚労省に準拠(十分割)	0.5375	0.5998	0.4117	0.4623	0.4027	0.3704	0.3841	0.3607	0.3413
個別に求めた場合	0.5257	0.5877	0.4029	0.4537	0.3948	0.3623	0.3764	0.3529	0.3486

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

表4の上段に、1・0・0とあるのが BI を子供；100%支給、若人；0、老人；0 行うという意味で、1/2・1・1とあるのは子供；1/2 支給、若人；100%支給、老人；100%支給を行うという意味である。これをみると当然 1・1・1 が最もジニ係数が良いのだが、その次が 1・1・2/3 のパターンであるが、大きくジニ係数が悪化する。やはり、一律に給付するのがよいのだろう。ちなみに、対象人数は子供（18歳以下）が 4,052 人、若人が 12,865 人、老人（65歳以上）が 4,577 人である。

表5 所得水準によって BI を変える

	1000超0 750超1/3 500超1/2	1000超0 750超1/2	1000超0
世帯別			
厚労省に準拠(十分割)	0.2848	0.2982	0.3128
個別に求めた場合	0.2902	0.3034	0.3178
個人別			
厚労省に準拠(十分割)	0.3228	0.3303	0.3353
個別に求めた場合	0.3294	0.3368	0.3419

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

最後に所得水準によって BI の水準を変える（所得が高ければ減額ないしは 0 にする）ことを行ってみた。当初所得が 1) 1000 万円を超えたら 0、750 万円超え 1000 万円未満なら 1/3、500 万円超えたら 1/2、2) 1000 万円を超えたら 0、750 万円超え 1000 万円未満なら 1/2、3) 1000 万円を超えたら 0 の 3 パターンを実行した。当然、きめの細かい配慮を行っている 1) のパターンがもっとも平等な結果になる。このことは、BI を単に一律に支給したら良いと言うことに対する疑問を投げかける。

#### 4 おわりに

おわりに成瀬龍夫氏（滋賀大学長）の BI への疑問を考えよう。成瀬氏は、“今後、社会保障制度を整備しようとする国や新たな領域で公的所得保障を導入しようとする国、長期的に社会保障制度を改革しようとしている国では、部分的な BI の導入が検討される可能



性はある”としながらも、次のような疑問を投げ掛けている。

- ①一律の所得保障で国民の生活リスクをカバーできるか？
- ②働かない道を選択する人が社会の中で相当数を占めれば、BIの原資は十分に確保されるか？給付面では切り離されるかに見えても、給付の財源面では所得の源泉である労働との関係を断ち切ることはできないのではないか？
- ③医療や介護などのケア・サービスはどうするのか？全国民に対して無料サービスを行うシステムを構想するのか？
- ④BIの社会効果の根拠・必然性は十分か？逆に、無秩序で責任が曖昧で、望ましくない社会的結果を羅列することも可能ではないか？
- ⑤有力な社会的支持層がさしあたり存在しない。

①と③は経済学者にも容易に理解が出来る批判点である。BIはベーシック・ニーズを満たすものであり、それを越えた部分は自助努力とする立場に立てば、この疑問は払拭されるのでないか。考えてみれば医療費の高額療養費も7万円を少し超える程度であることを考えれば、医療ニーズのあるものは医療に使い、それ以外の目的があればその目的に応じて8万円を使うと言う考え方も合っている。

②は、経済学者がもっとも挙げるであろうBI批判である。たしかに、働かない者が増えればBIの原資が立ちゆかなくなるだろう。しかし、月々8万円では人は働かなくなるだろうか。上述のように、都市では暮らせる金額ではない。もちろん、一家4人が全員無業で月々 $4 \times 8 = 32$ 万円もらおうとすれば働かないこともある。ただ、働かないこともなかなかつらいものがある。

④もある意味で②と同列である。働く・働かないという意思決定は、経済原理だけでも倫理だけでも説明がつかないものではない。ましてや社会全体と関わりは、ことが起こってみないとわからない。実は成瀬氏の批判でもっとも強力なのは⑤である。現状の税控除や社会保障の現金給付に不満はあっても、それがすべてなくなるといふことになれば反対に回る者がでてくる。しかし、筆者の試算では約83%の者がBIを導入した方が当初所得よりも所得が上がることになる。そして、とくに低所得者層にその効果が高い。もちろん、所得の低い者はそれならばいっそのこと働かずにいようかと考えるかも知れないが。

今回、小沢(2002)にならってBIを検討することにしたが、BIの実効可能性については小沢(2002)に依存してしまっている。この実効可能性については議論もあるので、今後の課題としたい。いずれにしても、BIの具体的な議論は始まったばかりであるので、何らかの貢献ができたのではないかと考える。

## 参考文献

- 小沢修司(2002)『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平』(高管出版)
- 成瀬龍夫(2003)「ベーシック・インカム構想とその可能性」『賃金と社会保障』2003年3月上旬号
- トニー・フィッツパトリック／著 武川正吾・菊地英明／訳(2005)、「自由と保障 ベーシック・インカム論争」

<sup>i</sup> BIの計算にあたっては、慶應義塾大学大学院理工学研究科の青山一基氏と杉田知格氏のお世話になった。もちろん、本稿にある誤りのすべては筆者自身の責任である。

<sup>ii</sup> 「自由と保障 ベーシック・インカム論争」、トニー・フィッツパトリック／著 武川正吾／訳 菊地英明／訳に詳しい。

<sup>iii</sup> 小沢(2002) pp.168-176 参照。

---

ivジニ係数を見てみると、今回調査では当初所得のジニ係数0.4983に対して、再分配所得のジニ係数は0.3812となり、所得再分配によって所得の均等化が進んでいる。所得再分配によるジニ係数の改善度は、23.5%で過去最高になっている。

v今回の平均当初所得額（年額）は、510.8万円（前回比:12.4%減）、平均再分配所得は575.2万円（前回比:6.2%減）であった。社会保障制度や税による所得再分配によって、100万円未満及び900万円以上の所得階級の世帯数が減少し、100万円以上900万円未満の世帯数が増加した。つまり、所得再分配後の世帯分布は当初の分布より中央に集中しており、所得再分配により所得格差が縮小していることが分かる。

vi雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）の合計額をいう。

vii当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたものである。

viii当初所得に現物給付と社会保障給付金を加え社会保険料を控除したものである。

### 3. 再分配所得からみた所得水準の比較

<分担研究者>

東洋英和女学院大学国際社会学部教授 有田富美子

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所 金子 能宏  
社会保障応用分析研究部部長

## 再分配所得からみた所得水準の比較

有田富美子（東洋英和女学院大学）  
金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

### 1. はじめに

従来の研究では、世帯単位のフローで所得を検討することが多かったが、本論文では、世帯収入を、個人に割り振って、個人単位で議論を進めたい。また、所得の集計を、家計調査等で算出される可処分所得ではなく、年金・医療費・介護費などの受給金を含めた値で分析を進めることにより、低所得者層や高齢者層の実態を明らかにしたい。

### 2. データの定義

使用したデータは、2002 年（平成 14 年）厚生労働省で実施された所得再分配調査であり、各種の所得は、以下のように定義する<sup>1)</sup>。

- 世帯所得額＝所得情報＋受給金品
  - 所得情報＝雇用者所得＋事業所所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得＋家賃・地代の所得＋利子・配当金＋仕送り＋個人年金
  - 受給金品＝被用者年金(厚生年金・共済)＋国民年金・農業者年金＋基礎年金＋福祉年金＋恩給＋生活保護法による扶助＋医療保険による傷病・出産手当・分娩費＋雇用保険・労災等による給付金＋その他法令による給付金＋企業年金＋退職一時金＋生命保険金＋損害保険金＋雑収入
- 世帯負担額＝税金＋社会保険料＋その他の拠出金
  - 税金＝所得税＋住民税＋固定資産税＋自動車税・軽自動車税
  - 社会保険料＝短期被用者保険（健保など）＋短期国民健康保険＋長期被用者保険（厚生年金など）＋国民年金＋農業者年金＋介護保険＋その他（雇用者保険など）
  - その他拠出金＝個人年金の掛け金＋仕送り＋企業に支払う企業年金の掛け金＋企業に支払う生命保険の掛け金＋企業に支払う損害保険の掛け金
- 可処分所得＝世帯所得額－世帯負担額
- 受給金品を除く可処分所得＝可処分所得－受給金品＝所得情報－世帯負担額
- 当初所得額＝世帯所得額－受給金品

また、世帯規模の効果を考慮して、各世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で叙したものを各世帯員の実質的な所得水準とみなし、「等価可処分所得」とする<sup>2)</sup>。

- 等価可処分所得＝可処分所得÷ $\sqrt{\text{世帯員数}}$

### 3. 概要

2 節のデータの定義に従って、世帯主の年齢階層別の世帯単位の可処分所得を見たのが図 1 である。60 歳定年以降、年金を主にした受給金品が、可処分所得のうちで占める割合が多くなり、高齢になれば、その割合が増える。60-64 歳では、年金受給に伴って受給金品が増えるが、就業中の人は、拠出金も多く、かなりの額が相殺されている。

次に、等価可処分所得により、各世代の個人別所得を見ると図 2 のようになる。前回の調査（1999